

茶定置配管取り止め申出書

十三塚原土地改良区 理事長 殿

県営畑地帯総合整備事業の定置配管施設施工に同意し行ってきた下記土地の定置配管茶かんがいについてこれを取り止め、今後は一般かんがいとして畑かんを利用致します。

定置配管施設に関する茶園内スプリンクラー施設は速やかに撤去致します。今後十三塚原土地改良区維持管理費は、一般かんがいとして賦課していただくことを申し出ます。

記

対象となる土地

市	町	大字	字	地番	面積㎡	茶の品種

令和 年 月 日

申出人 住 所

氏 名 _____ 印 _____